

令和元年6月12日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会長 堰 八 義 博  
(公印省略)

「北海道観光成長市場開拓促進事業（中国）」の委託に係る  
企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、北海道観光振興に関し、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、今後更なる伸びが期待される中国市場からの誘客促進を図るため、戦略的な宣伝誘致活動に係る事業を実施することに致しました。

つきましては、下記の要領にて事業受託者選定のための企画提案を募集いたします。

敬 具

記

1.委託事業名

北海道観光成長市場開拓促進事業（中国市場）

2.業務委託期間

契約締結日 ～ 令和 2年3月19日（木）

3.業務委託内容

(1) プロモーション業務

- ①FIT 向け北海道観光情報の発信
- ②北海道セミナーの開催（中国）
- ③招聘事業の実施
- ④北海道マップ制作
- ⑤北海道セミナーの開催（道内）

(2) その他

4.事業費 18,000,000 円（消費税等込み）

5.事業説明会の実施

日時 令和元年6月18日（火） 10:00～10:30

場所 北海道観光振興機構 会議室  
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

6.スケジュール（予定）

- 6月12日（水） 公示・観光機構HPに掲載
  - 6月19日（水） 企画提案参加表明 締切
  - 7月 3日（水） 企画書提出締切
  - 7月 5日（金） 企画提案の審査（ヒアリング審査会）※予定
  - 7月中旬 委託事業者決定、契約締結、業務開始
- ※日程については、変更になることがあります。

7.お問い合わせ

益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部  
担当：掛田

TEL: 011-231-6736  
e-mail: [m.kakeda@visithkd.or.jp](mailto:m.kakeda@visithkd.or.jp)

以上

# 「令和元年度中国市場誘客プロモーション事業」に係る 企画提案応募要領（企画提案指示書）

## 1. 目的

最大来道者数を誇る中国市場から北海道への観光客を一層促進することを最大の目的とし、2020年度来道外国人500万人の屋台骨となるべく、次の通り中国市場へのプロモーションを実施する。

今年度は、急増する個人旅行者（FIT）へのデジタルメディアを活用した情報発信を中心に、在中国旅行会社との連携を強化した事業展開とする。

## 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施。

## 3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 道内に本社又は支店等を有する次の者であること。

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

## 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 5. 委託事業費（上限）

18,000,000円（消費税等込み）

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和2年3月19日（木）

(1) 業務スケジュール：（予定）

6月12日（水）：公示・観光機構HPに掲載

6月18日（火）：事業説明会

6月19日（水）：企画提案参加表明

7月3日（水）：企画提案の受付・受領

7月5日（金）：企画提案の審査、委託事業者決定

7月中旬：契約締結・業務開始

(2) 業務完了日

令和2年3月19日（木）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から90日以内に支払いを受けるものとする。

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

- (1) プロモーション業務 (2) その他
- ※詳細は、5頁以降を参照のこと。

## 8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和元年 6月19日（水） 午後5時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部  
（担当：掛田）FAX 011-232-5064  
E-mail：m\_kakeda@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

## 9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表  
各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。
- (2) これまでの事業実績  
観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。
- (3) 業務実施体制  
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。  
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (4) 業務スケジュール  
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (5) 見積書  
各事業・項目の明細を記載すること。
  - ① パワーポイント作成に関する経費（デザイン費、翻訳費等）
  - ② OTA（Ctrip等）に係る経費は会社別に個別計上
  - ③ 北海道セミナーに係る経費（会場費、通訳費、移動費、旅行会社手配等）
  - ④ 旅行会社招聘に関する必要な経費（交通費、滞在費、移動費、通訳費、添乗費等）
  - ⑤ その他諸経費（通信費、備品費、送料、運営管理費、旅費、調整費、通訳費等）※観光機構スタッフ旅費は見積に含まない

## 10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版／両面とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。  
例）メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

## 11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部  
（会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部

(担当：掛田)

電話 011-231-6736

- (3) 提出期限 令和元年 7月 3日 (水) 午後3時 ※時間厳守
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。  
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

## 1 2. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が5社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

## 1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
中国市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
一般消費者向けPR実績、旅行会社や航空会社との協力関係構築、北海道の情報発信を行うノウハウ、大人数の招聘事業を滞りなく遂行する経験があり、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) その他  
中国市場におけるデジタルメディア(OTA、SNS、その他WEBサイト)事情に精通しており、効率的で効果的なプロモーションの提案がされているか。

## 1 4. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

## 1 5. 再委託について

- (1) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）…再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 16. その他

(1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。

(3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

## 業務委託内容（企画提案事項）

### 1. プロモーション業務

#### (1) FIT向け北海道観光情報の発信

##### ①OTA連携

中国OTA事業者を利用した情報発信を行う

##### ア) Ctrip（携程）

（事業一例）

CtripのWebに北海道の広告宣伝ページを作成する。

①北海道を宣伝する専用ページを作成し、季節毎の風景や見どころ、北海道の風景、グルメ、温泉、体験など、写真や動画で紹介する他、観光ルートの紹介ページから北海道旅行商品の販売ページに移動し、購入できるサイトを作成。

②KOLを招聘し北海道内を旅してもらい、タレントを起用しライブ感のある北海道旅行の映像で楽しんでいる様子を動画で配信。

③中国国内SNS（Wechat、Weibo等）を利用し、Ctripのサイトから北海道情報について告知宣伝する

※内容については、契約締結後、機構と打合せの上、内容を決定する。

尚、事業費は税込5,500千円とする。

##### イ) MaFengWo

事業で発信する北海道情報が、MaFengWoサイト上に半永久的に掲載される施策を提案すること。発信する情報は、GoodDay北海道WEBサイトにも掲載する。

##### ウ) その他、WEBメディア

・事業で発信する北海道情報は、当該WEBサイト上に半永久的に掲載される施策を提案すること。

・WEBメディアは、中国内で影響力のあるものを提案すること。

#### (2) 北海道観光セミナーの実施

##### ①目的

1)旅行会社への情報提供、2)旅行会社との連携強化、3)航空会社との連携強化、4)北海道旅行商品数の拡大を目的としてセミナーを実施する。

##### ②概要

開催月：令和元年11月

開催都市：（7都市）上海、北京、南京、杭州、広州、武漢、重慶

対象：旅行会社

予定：セミナー（2時間）

行程：7都市を2回に分けて実施する。行程を提案すること

セミナープレゼンは、通訳者が行うこと。通訳者は北海道旅行に精通していること。

その他：上海と北京では、商談会を実施し、道内企業・自治体等からの参加者を募集すること。

##### ③手配内容

ア)旅行会社への募集案内、集客管理、最終確認

※旅行会社の選定は、航空会社、JNTO等と連携し選定すること

※想定旅行会社数：20社以上（各都市）

イ)7都市でのセミナーを2回に分けて周遊する日程の提案

※航空便、列車を効率良く使い分けること

ウ)中国内における移動交通機関の手配

※機構職員の費用（交通費、宿泊代）は当機構が支払う（事業費に含めないこと）

エ)通訳派遣（北海道旅行に精通していること。）

オ)セミナーでのプレゼンテーション用のパワーポイントを作成（簡体字）すること。

カ)会場手配

※参加者が来場しやすいよう会場を考慮する。

キ)セミナー参加者への記念品

##### ④報告書作成

セミナーの内容、セミナー会場風景及び実施状況がわかる写真等

#### (3) 招聘事業

##### 旅行会社招聘

##### ①内容

ア)時期：令和元年9月

イ)企業数：旅行会社10社10名

ウ)仕向地：道東エリア（釧路、厚岸、根室、羅臼、ウトロ、網走等）

- エ) 日数：6日間
  - オ) 対象都市：上海、北京、大連、成都、広州
  - カ) 招聘企業の選定方法（機構担当者と打合せして決定する）
    - ※招聘企業との調整および参加者の取りまとめを行うこと。
  - キ) 招聘コースの企画、運営、調整
    - ※ツアー造成が目的の招聘である
    - ※招聘コースに係る宿泊、食事、交通手段、通訳者、通信手段等の一切の手配をする
  - ク) 招聘者と地域の観光関係者と意見交換会を開催すること。
    - 意見交換会の会場手配と地域の観光関係者への参加募集、とりまとめを行い、議事録を作成すること。
  - ケ) 旅行会社には、視察ルートに基づいた新商品の造成と販売目標を設定してもらうこととし、その進捗確認と販売結果集計を適宜確認し取りまとめること。
  - コ) 招聘企業参加者に対するアンケートの実施と取りまとめ。
  - サ) 招聘参加者に対する事故に備えた旅行保険に加入すること
- ②報告書作成

#### (4) 北海道マップ制作

北海道マップ（簡体字）を現地にて印刷して納品すること。部数 13,000 部（200 部入、65 箱）中国国内の拠点で保管および、関係先（北海道上海事務所、JNTO 北京、主要旅行会社等 30 箇所を予定）へ納品する。尚、マップデータは機構が提供する。

#### (5) 道内セミナーの開催

「中国 F I T インバウンドセミナー（仮称）」の実施  
道内旅行会社、宿泊施設、交通事業者、観光関係者向けに、インバウンドセミナーを開催する。  
会場：札幌市内他数か所、定員 100 名程度、時間：2 時間程度とする。  
会場手配と参加者の募集を行う。  
セミナー内容は、Ctrip 等と連携し、観光事業者を対象とした、中国旅行者受け入れに関するアドバイスや中国の旅行者事情等についてセミナーを実施

## 2. その他

- (1) 上記（1）～（5）の業務の他に、委託上限額の範囲内で、中国市場からの誘客に効果的と思われる企画を提案することを可とする。

以上

## コンソーシアム協定書

## (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「北海道観光成長市場開拓促進事業（中国）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

## (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道観光成長市場開拓促進事業（中国）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

## (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

## (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

## (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

## (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

## (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

## (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

## (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

## (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。



(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地) \_\_\_\_\_  
(名 称) \_\_\_\_\_  
(代表者) \_\_\_\_\_ (印)

構成員 (所在地) \_\_\_\_\_  
(名 称) \_\_\_\_\_  
(代表者) \_\_\_\_\_ (印)

構成員 (所在地) \_\_\_\_\_  
(名 称) \_\_\_\_\_  
(代表者) \_\_\_\_\_ (印)